

# 平成23年度 こども自然共生活動推進プログラム助成金交付要綱

## 1 趣旨

次世代を担うこどもたちが、自然とのふれあいや自然環境保全活動の実践を通じて、自然のすばらしさや大切さを実感し学習するため、県民活動団体（以下「団体」という。）が実施する自然共生活動推進プログラム（以下「事業」という。）に必要な経費の一部を助成することにより、自然と人との共生を進めるとともに、創造性豊かなこどもの育成を図ることを目的とする。

## 2 助成金を交付する団体

助成金を交付する団体は、次のとおりとする。

- (1) 県内に活動拠点を有し、かつ県内で活動していること。
- (2) 組織の運営に関する規定を有していること。
- (3) 活動歴が1年以上であること。ただし、任意団体が法人化した場合は、法人化前の活動期間を含む。
- (4) 政治的、宗教的及び商業的宣伝活動を行っていないこと。

## 3 助成金を交付する事業

助成金を交付する事業は、次のいずれかの事項に関する活動等であって、特定のフィールドで将来にわたって継続的に行われるものとする。

- (1) 生態系（生物多様性、希少野生動植物）の保全
  - ① 野生動植物の保護・増殖
  - ② 希少野生動植物の生息・生育地の保全 等
- (2) 自然環境、景観の保全
  - ① 景勝地の保全
  - ② 里地里山の保全 等
- (3) 自然とのふれあい
  - ① 自然とのふれあいの場作り 等

## 4 事業の要件

助成金を交付する事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 年間、3回以上の実践活動（環境学習を含む）が行われること。
- (2) こども（高校生以下）の参加が原則として10名以上であること。
- (3) 参加費は無料であること。（ただし、食事代、資料代等の経費を除く）
- (4) 当該事業の実施について、行政機関等から補助金又は委託金等の助成を受けていないこと。
- (5) 政治・宗教活動及び営利を目的とするものでないこと。
- (6) 事業実施における十分な安全対策がとられていること。

## 5 助成限度額及び対象経費

- (1) 1事業に対する助成限度額は20万円とする。
- (2) 対象となる経費は、事業の実施に必要な材料・道具・燃料・種苗等の購入費、機材・会場の借上げ費、外部講師謝金等とし、懇親会費、飲食費、恒常的な人件費および運営費等、事業の実施に必要と認められない経費は助成対象外とする。

## 6 助成金交付申請

助成金の交付を受けようとする団体は、別に定める期日までに「助成金交付申請書」(別記様式1)を、財団法人山口県ひとつくり財団理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

## 7 助成金の交付決定

- (1) 理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、選考委員会において内容を審査のうえ、適当と認められるときは、助成金の交付を決定し、結果を当該申請団体に通知するものとする。
- (2) 助成金の交付団体数は予算の範囲内において、8団体程度とする。
- (3) 理事長は、交付決定に際して必要な条件を付することができる。

## 8 事業の変更又は中止(廃止)の場合の手続き

- (1) 助成金の交付決定を受けた団体(以下「助成団体」という。)は、事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「変更承認申請書」(別記様式2)を理事長に提出し、承認を受けなければならない。  
ただし、事業の実施に伴う助成対象経費の内訳額の変更等、軽微な変更であって、助成額の増加を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 助成団体は、事業を中止または廃止しようとするときは、「中止(廃止)届出書」(別記様式3)を理事長に提出しなければならない。

## 9 実施報告等

- (1) 助成団体は、事業が終了したときは、速やかに「実施報告書」(別記様式4)を理事長に提出しなければならない。
- (2) 助成団体は、財団法人山口県ひとつくり財団(以下「財団」という。)が開催する体験発表会において、その成果を発表しなければならない。

## 10 助成金の額の確定

理事長は、実施報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、書面により助成団体に通知するものとする。

## 11 助成金の請求

- (1) 助成団体は、助成金の交付を受けようとするときは、「助成金請求書」(別記様式5)を理事長に提出しなければならない。

(2) 理事長は、事業遂行上必要があると認めるときは、助成金の交付決定額の範囲内で概算払いにより助成金を交付することができる。

12 他用途の使用禁止

助成団体は、当該助成金を他の用途に使用してはならない。

13 関係書類の整備

助成団体は、当該事業に関わる収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

14 調査等

理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成団体に対し報告を求め、または財団の職員をして帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させ、必要な指示をさせることができる。

15 助成金の交付決定の取り消し等

理事長は、助成団体が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 助成金交付に付した条件に違反したとき
- (3) 事業の実施方法が不相当であると認められたとき
- (4) 支出額が当該助成金より少ないとき
- (5) 事業を中止したとき

16 助成金の返還

理事長は、15の規定により助成金の交付を取り消した場合において、当該取り消しにかかる事業に関し助成金が交付されているときは、助成団体に対し、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

17 その他

- (1) 事業実施に伴う行政機関、土地所有者等との調整は、原則として助成団体が行うものとする。
- (2) 助成団体は、事業内容等について、随時、理事長と十分協議すること。
- (3) 本要綱は平成23年4月1日から適用する。

様式1

平成 年 月 日

財団法人山口県ひとつづくり財団理事長 様

申請者  
所在地  
  
団体名  
  
代表者



こども自然共生活動推進プログラム助成金交付申請書

こども自然共生活動推進プログラム助成金交付要綱6の規定に基づき、下記のとおり申請します

記

- 1 事業の名称
- 2 事業計画書 別紙1のとおり
- 3 収支予算書 別紙2のとおり
- 4 団体概要 別紙3のとおり

## 事業計画書

(1) 事業名称	
(2) 今年度の 目 標	
(3) 実施場所	
(4) 事業内容	
(5) 実施方法	
(6) 実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(7) スケジュール	
(8) 参加予定 人 数	・ 人 (内、こどもの人数 人) ・ こどもの募集方法または、こどもの所属団体 ( )
(9) 安全対策	
(10) 将来展望 今後の活用方法	

(注1) 事業実施場所のわかる図面を添付すること。

(注2) その他、事業を説明する補足資料を添付すること。

## 収 支 予 算 書

## (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	内 訳
助成金		(財)山口県ひとづくり財団
計		

## (2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	品 名	単 価	数量	金 額	備 考
消耗品費					
賃借料					
外部講師謝金					
保険料					
計					

## 団体の概要

団体名					
(フリガナ) 代表者					
所在地		〒			
担当者 連絡 先	(フリガナ) 氏名				
	住所				
	電話・FAX	電話	FAX		
	E-mail				
設立年月日					
団体の目的					
会員数		人（個人会員 人・団体会員 団体）			
主な活動地域					
これまでの 主な活動内容					
本年度の予算概要		〈収入〉	円	〈支出〉	円

様式2

平成 年 月 日

財団法人山口県ひとづくり財団理事長 様

申請者

所在地

団体名

代表者

(担当者

電話

☎

)

こども自然共生活動推進プログラム助成金 変更承認申請書

平成 年 月 日付け山ひと財第 号により助成金交付決定の通知があった事業計画を変更したいので、こども自然共生活動推進プログラム助成金交付要綱8(1)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画書 別紙4のとおり

3 変更収支予算書 別紙5のとおり

※ 参考資料がある場合は添付してください。



## 変更計画書

事業名称		
当初の事業計画	変更後の事業計画	

※ 当初の計画と変更後の計画を対比して記入してください。

## 変更収支予算書

## (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	変更後予算額	当初予算額	比較増減	内 訳
助成金				(財)山口県ひとづくり財団
計				

## (2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	変更後予算額	当初予算額	比較増減	内 訳
消耗品費				
賃借料				
外部講師謝金				
保険料				
計				

※ 内訳欄には、変更後の積算の根拠を記入してください。

平成 年 月 日

財団法人山口県ひとつづくり財団理事長 様

申請者

所在地

団体名

代表者

(担当者

電話

☎

)

### こども自然共生活動推進プログラム助成金 中止（廃止）届出書

平成 年 月 日付け山ひと財第 号により助成金交付決定の通知があった事業計画を中止（廃止）したいので、こども自然共生活動推進プログラム助成金交付要綱8(2)の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

#### 記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）後の措置

様式 4

平成 年 月 日

財団法人山口県ひとつづくり財団理事長 様

申請者

所在地

団体名

代表者

(担当者

電話

☎

)

### こども自然共生活動推進プログラム助成金 実施報告書

平成 年 月 日付け山ひと財第 号により助成金交付決定の通知があった事業計画について、事業が終了したので、こども自然共生活動推進プログラム助成金交付要綱 9 (1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 事業の実施状況 別紙6のとおり
- 2 収支決算書 別紙7のとおり

## 事業の実施状況

(1) 事業名称	
(2) 実施場所	
(3) 実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(4) 実施内容	※日付をいれ具体的に記入のこと
(5) 参加者数	(内、こどもの人数 人)
(6) 実施効果	

※ 実施状況がわかる写真を添付してください。

※ この事業により作成したチラシ、冊子等があれば添付してください。

## 収 支 決 算 書

## (1) 収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	予 算 額	比較増減	内 訳
助成金				(財)山口県ひとづくり財団
計				

## (2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	決 算 額	予 算 額	比較増減	内 訳
消耗品費				
賃借料				
外部講師謝金				
保険料				
計				

※ 内訳欄には、区分ごとの内訳を記入してください。内訳が多い場合は別紙でも可。

※ 領収書等の写しを添付してください。

平成 年 月 日

財団法人山口県ひとつづくり財団理事長 様

申請者

所在地

団体名

代表者

(担当者

電話

☎

)

こども自然共生活動推進プログラム助成金 請求書

平成 年 月 日付け山ひと財県第 号により助成金交付決定の通知があった事業計画について、〔事業が終了したので〕こども自然共生活動推進プログラム概算払いを受けたいので

ム助成金交付要綱 11 の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

区 分	精算払 ・ 概算払 (どちらかを○で囲む)	
	概算払いが必要な理由	
金 額	交付決定額	
	確 定 額	
	既 交 付 額	
	今回請求額	
	差 引 残 額	
振込先	金 融 機 関	銀行 支店 信用金庫 支所 農業協同組合
	預金の種類	普通・当座・その他 ( )
	口 座 番 号	
	フリガナ 口座名義人	

※1 金融機関のうち、郵便局、信用組合、漁業協同組合の口座には、振り込みできません。

※2 振込先口座名義人が代表者でない場合は、別紙委任状を提出してください。

別 紙

委 任 状

受任者（口座名義人）

住 所 〒

氏 名

こども自然共生活動推進プログラム助成金の受領についての権限を、上記の者に委任します。

平成 年 月 日

委任者（代表者）

住 所 〒

氏 名

